

公益社団法人日本コンクリート工学会

海外からの招待客に対する旅費等の取扱い等に関する内規

令和5年5月25日制定

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）が日本国内において主催又は共催する各種行事等において、海外から招待客を招聘する際の当該招待客に係る旅費等の取扱い等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本内規における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 学会招待客

本学会が儀礼を尽くして公式に接遇する者で、その招聘・接遇につき理事会で承認された者をいう。なお、会員・非会員の別は問わない。

(2) 一般招待者

委員会の行事等に必要に応じて招聘する者で、招聘にあたり、当該委員会及び国際委員会で承認された者をいう。なお、会員・非会員の別は問わない。

(3) 招待客

学会招待客及び一般招待者を総称していう。

(4) 旅費等

宿泊料、交通費（開催地（会場に至近であれば利用空港）到着時から開催地出発時までに生じる交通費に限る。）、本学会が開催する各種行事等の参加登録費及び懇親会費（公式行事として開催するものに限る。）をいう。

(旅費等の取扱い)

第3条 旅費等の取扱いは、各種行事等の開催方法に応じて以下のとおりとする。

(1) 本学会が主催する行事等

① 学会招待客に対し、旅費等のうち、宿泊料、交通費は本学会が負担する。参加登録費及び懇親会費は徴収しない。なお、宿泊場所は本学会指定とする。

② 一般招待者に対し、参加登録費は徴収しない。

③ その他の費用は、招待客又は招待客の所属する団体の負担とする。

(2) 海外の団体・機関等と共同で開催する行事等

旅費等は、招待客又は当該相手団体・機関等の負担とする。参加登録費は徴収しない。

(3) 国内の団体・機関等と共同で開催する行事等

上記(1)及び(2)を基準に当該共催団体・機関等と協議の上、理事会の承認を得て、別途定めることができる。

- 2 前項において、本学会が旅費等を負担する場合、学会招待客は、一律国際委員会関係費の負担とし、当該負担額及び徴収しない費用額の合計は最大 50 万円/人とする。一般招待者については、当該行事を発議した委員会又は当該委員会所管の事業費、運営費若しくは関係費の負担とし、当該負担額及び徴収しない費用額の合計は最大 15 万円/人とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前2項の規定とは別の定めをしようとする場合、当該行事を発議した委員会は、国際委員会における審議を経て、理事会の承認を得なければならない。

(招待状)

第4条 本学会は、招待客に対し、必要に応じて招待状を送付する。

- 2 招待状の発信者は、当該行事を発議した委員会の委員長とする。ただし、招待客が海外団体の代表者等要人の場合は、会長の承認を得て、会長を発信者とすることができる。
- 3 招待状には旅費等の取扱いを明示する。なお、本学会が旅費等を負担する場合（費用を徴収しない場合を含む。）は、負担し又は徴収しない旅費等の内訳を明示する。

(その他)

第5条 本内規に定めのない事項が生じた場合は、国際委員会にて審議し、決定する。ただし、重要事項については、国際委員会委員長の判断により、必要に応じ意見書を添えて、理事会に付議し、承認を得なければならない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、国際委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

(附則)

この内規は、令和5年5月25日から実施する。